

監察に関する訓令

平成12年3月14日
本部訓令第8号

改正 平成14年3月本部訓令第11号

監察に関する訓令を次のように定める。

監察に関する訓令

警察監察に関する訓令（昭和35年広島県警察本部訓令第25号）の全部を改正する。
（趣旨）

第1条 広島県警察において行う監察については、監察に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この訓令に定めるところによる。

（監察の種類）

第2条 監察は、次の2種類とする。

- (1) 総合監察 警察本部内の課、室、隊、所及び警察学校並びに警察署の業務運営及び警察職員の服務に関して行う監察並びに警察本部長（以下「本部長」という。）が特に必要と認めた場合に行う監察
- (2) 随時監察 警察職員の業務及び服務の実態に関して随時行う監察

（監察実施計画）

第3条 規則第2条に規定する監察実施計画は、当該監察実施計画に係る年度が始まるまでに、あらかじめ策定しておくものとする。ただし、本部長が特に必要と認めた場合に行う総合監察については、その都度、策定するものとする。

（細部事項）

第4条 本部長は、監察実施計画に従って、監察の実施に関する細部事項を定めるものとする。

- 2 本部長は、監察の対象となる所属の長（以下「所属長」という。）に対し、必要に応じ、監察実施計画及び細部事項のうち連絡すべき事項についてあらかじめ通知するものとする。

（監察執行官）

第5条 監察執行官は、監察の種類に応じ、それぞれ次の者とする。

- (1) 総合監察 本部長、警務部長、警務部首席監察官（以下「首席監察官」という。）若しくは警務部監察官（以下「監察官」という。）又は本部長が指名する者
- (2) 随時監察 警務部長、首席監察官若しくは監察官又は警務部長が指名する者

（監察補助官）

第6条 監察執行官は、警察本部に勤務する警察官及び警察官以外の職員を監察補助官として監察事務の補助をさせることができる。

（監察実施上の留意事項）

第7条 監察の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 厳正かつ公平を旨とすること。
- (2) 資料及び情報を十分に収集し、正確な事実の把握に努めること。
- (3) 関係者のプライバシーの保護に配慮し、その名誉の保持に努めること。
- (4) 必要な限度を超えて関係者の業務に支障を及ぼさないように注意すること。
- (5) 非違の究明に偏らず、指導教養及び人材の発見に努めること。
- (6) 広く職員の意見を求めて、警察業務の改善刷新を図ること。
- (7) 監察により知り得た事項について、秘密を厳守すること。

(監察結果の報告)

第8条 監察執行官は、監察の実施結果を本部長に報告しなければならない。

(監察結果の措置)

第9条 本部長は、監察の実施結果を当該所属長に通知するものとする。

2 所属長は、前項の通知を受けたときは、速やかに適切な措置を講じ、その結果を本部長に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月25日本部訓令第11号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行